

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
(公社)日本農芸化学会	9010005018342	年会費 参加費 出展料	186,500	-	6月4日 3月19日 3月31日	<p>機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、各種展示、一般公開等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を推進することとしており、当機構の実施する菌株提供業務に係る広報を、当該業務の主な利用者になりうる農芸化学にかかわる企業向けに開催される「日本農芸化学会2014年度大会」へ出展を行った。</p> <p>(年会費1種、参加費1種、出展料1種 のべ4人) ○年会費 10,000円 ○日本農芸化学会2014年度大会参加費 10,000円×4人 ○日本農芸化学会2014年度大会出展料 136,500円</p>	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。